



2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 CFO 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

会 社 名 Kamgras 1 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役
ロバート・パトリック・ライアン

**Kamgras 1 株式会社による株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

Kamgras 1 株式会社は、本日、同社が 2026 年 5 月 13 日より開始した株式会社カカコムの株券等に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は Kamgras 1 株式会社（公開買付者）が株式会社カカコム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 7 月 17 日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 Kamgras 1 株式会社

代表者名 代表取締役 ロバート・パトリック・ライアン

**株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

Kamgras 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社カカコム（証券コード：2371、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年5月13日より開始しております。

今般、公開買付者は、2026年7月1日付でLINE ヤフー株式会社が公表した「(経過開示) 株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付、2026年7月2日付及び2026年7月7日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。）。

これに伴い、2026年5月12日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年7月2日付及び2026年7月7日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

なお、公開買付者が本条件変更を決定した経緯は以下のとおりです。なお、本書で使用される各用語の意味は、別段の定めがない限り、2026年5月12日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年7月2日付及び2026年7月7日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）で定められた定義に従うものとします。

本コンソーシアムは対象者より、対象者がベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP（以下「ベインキャピタル」といいます。）及びLINE ヤフー株式会社（以下総称して「本提案者」といいます。）から2026年7月1日付で、対象者株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月1日に、同日付でLINE ヤフーが公表した「(経過開示) 株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」の内容を参照する形で対象者から本7月1日付提案の内容の共有を受けるとともに、対象者から、同日付で、公開買付者と対象者の間で2026年5月12日付で締結されている公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました（以下「7月1日付協議申入れ」といいます。）。

本コンソーシアムは、本7月1日付提案及び7月1日付協議申入れ以降、対象者の市場株価が本条件変更前の本公開買付価格である3,000円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討いたしました。本コンソーシアムは、本条件変更前の本公開買付価格は既に対象者の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の対象者の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者による対抗提案によって市場株価が本条件変更前の本公開買付価格を上回って推移し、本公開買付けが成立せず長期化し、対象者の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、対象者の事業運営上悪影響があり、対象者の企業価値を毀損するお

それがあり、また、対象者の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると
考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、対象者の企業価値向上施策に取り組むことが重要であるとの考えのもと、下
記（Ⅰ）～（Ⅳ）の観点も踏まえ、本公開買付価格を 3,450 円に変更することで、本公開買付けを成立させることができ
ると考え、2026 年 7 月 15 日付で対象者及び対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対し
て、本条件変更を提案いたしました（以下「本条件変更提案」といいます。）。

（Ⅰ）本 7 月 1 日付提案における本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格 3,500 円
は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本条件変更後の本公開買付価格（3,450 円）が実現可能
な最高値であること

本 7 月 1 日付提案において、本提案者は、公開買付価格を 3,384 円としつつ、KDDI との公開買付不応募契約（以下
「本提案者不応募契約（KDDI）」といいます。）の締結ができた場合には公開買付価格を 3,500 円（以下「名目価格」と
いいます。）とする二重価格での提案を公表しております。一方、公開買付者が 2026 年 5 月 12 日付で KDDI と締結して
いる公開買付不応募契約上、KDDI は第三者との間で直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、又
は本取引の実行を困難にし、若しくは本取引の実行に悪影響を与え、又は、それらのおそれのある取引取引に関する合
意をしてはならない義務を負っており、当該義務に違反せずにかかる合意を行うためには、本公開買付価格を 2%以上
上回る買付価格により対象者株式の全てを対象とする対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けが開始されること
等の条件を満たす必要があります。このため、本提案者が、本提案者不応募契約（KDDI）を締結するためには、かかる
条件をみたす本提案者による公開買付けが開始された後に、改めて、KDDI に対して本提案者不応募契約（KDDI）の締結
を要請する必要があります。しかしながら、仮に上記の条件を満たした公開買付けが開始され、かつ、上記の要請がな
されたとしても、KDDI としては、敢えて本提案者不応募契約（KDDI）を締結して対価を受領する時期を遅らせる合理的
な理由はなく、当該要請を受けた時点で既に開始されている本提案者による公開買付けに応募して早期に対価を受領す
る方が、時間的価値の観点で合理的と考えられます（すなわち、公開買付価格の均一性及び株主間の公平性・公正性の
観点から、①本提案者不応募契約（KDDI）締結によって KDDI が実質的に得られる金額（対象者による自己株式取得に応
じた場合の税引後手取り額）と、②名目価格による対抗公開買付けに応募した場合に KDDI が実質的に得られる金額（公
開買付けに応じた場合の税引後手取り額）は同一となる必要性があるため、①の自己株式取得の価格はかかる必要性を
満たす価格に設定されるところ、上記のとおり①と②の金額が同じであれば、早期に対価を受領すること
のできる②を選択する（本提案者不応募契約（KDDI）を締結せず、公開買付けに応募する）方が合理的と考えられま
す。）。このように、本提案者が主張する名目価格は、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提としている一方で、上記
の条件を満たした公開買付けが開始された後の KDDI としては本提案者不応募契約（KDDI）締結に応じる経済合理性がな
い（本提案者不応募契約（KDDI）を締結せず、当該公開買付けに応募した方が経済的に利益がある）という構造的な問
題が存在していると考えられます。したがって、公開買付者は、本提案者が名目価格を実際の公開買付価格とすること
は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り（すなわち、本提案者
において、かかる条件を放棄して、KDDI から自己株式取得によらず名目価格での公開買付けへの応募を受け付けること
で経済的負担が増加することを甘受しない限りは）、実現し難いものと考えております。なお、公開買付者として、本提
案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」という条件を放棄して、名目価格を公開買付価格とする可
能性があり得るか否かについては、把握しておりません。

なお、本提案者は、本 7 月 1 日付提案において対象者の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とし、また、対象
者の賛同意見表明なく公開買付けを開始する意思がないことを公表しております。一方、本公開買付契約上、本コン
ソーシアムの公開買付価格が本 7 月 1 日付提案における提案価格の 3,384 円以上である限り、対象者は本公開買付けへ
の賛同を撤回できず、また、本提案者による対抗公開買付けに賛同することもできないことから、本条件変更後の本公
開買付価格（3,450 円）での本公開買付けが継続し、かつ、対象者の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とする
限りにおいて、本提案者はそもそも公開買付けを開始することすらできないと理解しております。

以上より、公開買付者としては、本提案者が本 7 月 1 日付提案における上記の前提を維持する限り、名目価格は実現
不可能な価格であると理解しており、本提案者による対抗公開買付けは、①本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提と
しないものであり、かつ、②対象者の発行済株式の全てを対象とする公開買付けであって、当該公開買付価格が公開買
付者による本条件変更後の本公開買付価格（3,450 円）を上回っているという条件をいずれも満たさない限り、公開買
付価格だけを比較したとしても、本公開買付けの方が優れた提案であると考えております。

本提案者による 2026 年 7 月 1 日付「(経過開示) 株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書
の提出についてのお知らせ」は、上記のような名目価格の実現可能性について十分な説明がなく、市場に混乱をもたら
し、株主の正常な判断を歪める恐れがある内容であると考えております。公開買付者としては、本提案者が本 7 月 1 日

付提案における上記の前提を維持する限り実現不可能な名目価格により、対象者の市場株価は本条件変更前の本公開買付価格及び名目価格も上回る水準で推移しておりますが、名目価格の実現性について、公開買付者が正しいと考える上記の理解が浸透すれば、本条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は対象者の株主の皆様において、実現及び享受が可能な最高値であると評価いただけるものと考えております。

(Ⅱ) 公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で、本公開買付けは、本 7 月 1 日付提案に対して優れていると考えられること

本公開買付けは、上記「(Ⅰ) 本 7 月 1 日付提案における本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格 3,500 円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本条件変更後の本公開買付価格 (3,450 円) が実現可能な最高値であること」に記載の内容について、対象者の株主の皆様から、公開買付者が正しいと考える上記の理解が得られ、市場の混乱が収束できた場合には、本公開買付けの成立に必要な各種当局審査の許認可等を取得済みであることから、本条件変更後、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主の皆様においては対象者株式の売却が可能となります。一方、本 7 月 1 日付提案では、本提案者による対抗公開買付けは対象者による賛同表明や各国の競争法における許認可等の取得等を前提条件として、2026 年 9 月頃の開始を予定している旨が公表されておりますが、各国の競争法における許認可等の取得の審査状況によって開始時期については不確実性があると考えられ、そのような競争法対応やその後の公開買付期間及び決済期間を考慮した場合、本公開買付けと本 7 月 1 日付提案において、対象者株主の売却可能時期に相応の期間の差が生じる可能性があるものと考えております。売却可能時期に相応の期間の差が生じる場合、対象者の株主の皆様においてはその間に他の投資機会に資金を振り向けることによって得られたであろう収益機会を失うこととなり、そのような時間的価値や機会損失、及び実現への不確実性等を総合的に勘案すると、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付けは本 7 月 1 日付提案に対して魅力的な条件であると考えております。

(Ⅲ) 本条件変更後の本公開買付価格 (3,450 円) は本提案者による対抗提案を経て十分に対象者株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであると考えていること

本公開買付けにおいて、本提案者による対抗提案を受け、本コンソーシアムによって実質的に過去 2 度にわたり対抗提案の価格以上の価格への引き上げの提案が行われている状況に鑑みても、マーケット・チェックは十二分に行われたと評価可能であると考えており、本条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は、そのような競争環境を反映した水準であることから、株主利益最大化の観点から十分に合理的な水準であると評価可能であると考えております。また、本条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は対象者の第三者算定機関である SMBC 日興証券株式会社の株式価値評価レンジの上限である 3,378 円、及び本特別委員会の第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社の株式価値評価レンジの上限 3,303 円を上回る水準であり、対象者がスタンドアローンで達成可能な公正価値を超過する水準であると理解しており、同観点でも十分に株主利益の最大化が図られた水準であると評価し得るものと考えております。

(Ⅳ) 本条件変更後の本公開買付価格 (3,450 円) は、本提案者が対象者の主要株主である Oasis Management Company Ltd. 並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ (以下総称して「Oasis」といいます。) との間で 2026 年 7 月 1 日付で締結している、公開買付け (本提案者) が開始された場合に、Oasis が所有する対象者株式のうち 38,200,548 株を公開買付け (本提案者) に応募することを内容とする公開買付応募契約 (以下「応募契約 (Oasis)」といいます。) において、Oasis の応募義務を免除する価格要件を充足すること

本 7 月 1 日付提案によれば、ペインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として 2026 年 6 月 1 日にケイマン諸島法に基づき組成されたりミテッド・パートナーシップと Oasis との間で応募契約 (Oasis) が締結されており、本応募契約 (Oasis) では、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を 1% 以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasis より本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して 5 営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末尾の 2 営業日前の日のうちいずれか早い方の日 (ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の 2 営業日目の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日) までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasis は応募義務を負わない旨が規定されているとのことです。本 7 月 1 日付提案における本提案者による公開買付価格は 3,384 円であることを踏まえると、本条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は上記要件を満たす金額であり、本コンソーシアムとしては Oasis に対する本公開買付けへの応募要請を含め、今後協議を進めていく予定です。

本条件変更提案に対して、本コンソーシアムは、対象者より、2026 年 7 月 17 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年 7 月 2 日付の意見に変更はない旨の伝達を受けました。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは 2026 年 7 月 17 日、本公開買付価格を 3,450 円、本自己株式取得価格を 2,805 円に変更することを決定いたしました。

記

(訂正前)

<前略>

その後、対象者が 2026 年 7 月 2 日付で「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したことから、2026 年 7 月 7 日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 7 月 7 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 7 月 22 日まで延長し、合計 50 営業日とすることを決定いたしました。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式 1 株当たり 2,439 円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、対象者が 2026 年 7 月 2 日付で「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したことから、2026 年 7 月 7 日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 7 月 7 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 7 月 22 日まで延長し、合計 50 営業日とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2026 年 7 月 1 日付で LINE ヤフー株式会社が公表した「(経過開示) 株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,000 円から 3,450 円に変更することを決定し、2026 年 7 月 17 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 7 月 17 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月 3 日まで延長し、合計 58 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、対象者がベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP 及び LINE ヤフー株式会社（以下「本提案者」といいます。）から 2026 年 7 月 1 日付で受領した、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本 7 月 1 日付提案」といいます。）における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする 3,500 円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は本 7 月 1 日付提案における実現可能な公開買付価格である

3,384 円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本 7 月 1 日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式 1 株当たり 2,805 円 を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

＜後略＞

（３）買付け等の期間

（訂正前）

2026 年 5 月 13 日（水曜日）から 2026 年 7 月 22 日（水曜日）（50 営業日）

（訂正後）

2026 年 5 月 13 日（水曜日）から 2026 年 8 月 3 日（月曜日）（58 営業日）

（４）買付け等の価格

（訂正前）

① 普通株式 1 株につき、金 3,000 円

② 新株予約権

- （i）第 8 回新株予約権につき、金 1 円
- （ii）第 10 回新株予約権につき、金 1 円
- （iii）第 11 回新株予約権につき、金 1 円
- （iv）第 13 回新株予約権につき、金 1 円
- （v）第 14 回新株予約権につき、金 1 円
- （vi）第 15 回新株予約権につき、金 1 円
- （vii）第 16 回新株予約権につき、金 1 円
- （viii）第 17 回新株予約権につき、金 1 円
- （ix）第 18 回新株予約権につき、金 1 円
- （x）第 19 回新株予約権につき、金 1 円
- （xi）第 20 回新株予約権につき、金 1 円

（訂正後）

① 普通株式 1 株につき、金 3,450 円

② 新株予約権

- （i）第 8 回新株予約権につき、金 1 円
- （ii）第 10 回新株予約権につき、金 1 円
- （iii）第 11 回新株予約権につき、金 1 円
- （iv）第 13 回新株予約権につき、金 1 円
- （v）第 14 回新株予約権につき、金 1 円
- （vi）第 15 回新株予約権につき、金 1 円
- （vii）第 16 回新株予約権につき、金 1 円

- (viii) 第 17 回新株予約権につき、金 1 円
- (ix) 第 18 回新株予約権につき、金 1 円
- (x) 第 19 回新株予約権につき、金 1 円
- (xi) 第 20 回新株予約権につき、金 1 円

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026 年 7 月 29 日 (水曜日)

(訂正後)

2026 年 8 月 10 日 (月曜日)

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係り得る契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及び KDDI 株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。